

## 経営研究調査会研究報告 51 号 「不正調査ガイドライン」の実務上の ポイント (4)

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社

旬刊経理情報 2013 年 12 月 20 日号 (No.1367) 掲載記事

### 10. 調査報告

調査報告の「報告先は、原則として依頼者」であり、不正調査人は、調査報告に際して事実誤認がないように十分に留意する必要がある。また、不正調査の成否は、「調査報告の作文力で決定付けられるものではない点にも留意が必要」である(本ガイドラインⅦ)。

不正調査報告書は、当該報告書が草稿であるか最終稿であるかを問わず、「実施した不正調査の目的、不正調査の範囲、及び不正調査報告書の使用と第三者への開示に関する制限を記載する」必要がある。不正調査人が不正調査報告書を作成する上で留意する事項は、主に以下のとおりである(本ガイドラインⅦ2.) (図表 8)。

- 不正調査報告書の作成目的および調査終了日付を記載する。
- 不正調査人が調査結果を記載する場合、その結果を評価するための証拠を記載する。
- 限定事項を適切に記載し、不正調査報告書の目的外使用を予防し、また、許可のない複製や第三者等への開示を予防する。
- 調査結果に対する法的な判断に関しては、法律の専門家以外の不正調査人は意見を記載しない。

【図表 8】不正調査報告書作成例

調査報告書	
<p>(表紙等)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>宛先・日付</li><li>挨拶文</li><li>用語・略語の定義</li></ul>	
<p>(本文)</p> <p>I. エグゼクティブ・サマリー</p> <p>II. 前提事項と背後情報</p> <ol style="list-style-type: none"><li>発覚した経緯と発覚後の対応</li><li>初動調査の概要</li><li>調査対象組織の概要</li><li>その他の背後情報</li></ol> <p>III. 実態調査手続</p> <ol style="list-style-type: none"><li>実施した調査手続</li><li>調査対象期間</li><li>調査対象書類、閲覧書類</li><li>インタビューの対象者と実施方法</li><li>外部証拠の入手</li><li>PC等の解析</li><li>その他の手続</li></ol>	<p>IV. 調査結果（不正の手口）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>不正の手口</li><li>調査結果</li><li>財務諸表への影響</li></ol> <p>V. 調査結果（要因分析）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>不正の動機・プレッシャー</li><li>不正の機会</li><li>不正行為の正当化（統制環境）</li></ol> <p>VI. 調査結果（不正関与者）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>経営者の関与の有無と対応</li><li>主体的関与者への対応</li><li>その他の者への対応</li></ol> <p>VII. 是正措置</p> <ol style="list-style-type: none"><li>緊急的対応</li><li>抜本的対応</li></ol>
	<p>(添付資料)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>インタビュー議事録</li><li>その他証拠</li></ul>

出典：日本公認会計士協会本部主催研修会夏季全国研修会  
「経営研究調査会研究報告「不正調査ガイドライン」(公開草案)の公表と解説

不正調査を効率的に実施するためには、「不正調査開始当初から不正調査報告書の作成を念頭に置き、あらかじめ不正調査報告書の様式、報告方法及び添付資料等を含む不正調査報告書の形式を決定しておき、関連する不正調査人の役割分担を可能な限り明確に決定しておくことが重要」である(本ガイドラインVII 2.(2)①)。不正調査報告書の作成責任者は、次の点に留意する必要がある。

- 調査結果を裏づける証拠の十分性
- 不正調査報告書における報告方法および様式等の一貫性および整合性の査閲
- 不正調査報告書の表現の曖昧さの排除
- 不正調査報告書の作成者または管理者に対する修正指示および監督

**【守秘義務違反による失敗事例】**

不正発覚企業の第三者委員会の委員を務めた公認会計士U氏は、自身が実施した不正調査の裏話をこの場限りと言って研究会で説明をしてしまった。

## 11. ステークホルダー対応への支援

依頼者や企業等は、「不正による損害の拡大を防止し、既に発生した損害や信頼の低下を速やかに回復する」よう努めなければならない。「不正の経緯及び原因等について、ステークホルダーに対する説明責任」を果たす必要がある。よって、不正調査人は、自らの不正調査の経過及び結果を、依頼者に対して適時かつ適切に伝達することで、依頼者や企業等が「説明責任を果たすことができるように支援する必要」があり、依頼者や企業等が「適切に説明責任を果たさない場合には、必要に応じて助言・勧告を行う必要」がある(本ガイドラインⅧ)。

そのために、不正調査人は、依頼者・企業等と、不正発覚時から最終報告までの不正調査の各段階を通じて、説明責任を果たすべきステークホルダーの範囲や、公表の時期および説明すべき事項の内容を、継続して検討・協議する必要がある。特に、依頼者・企業等が上場会社や有価証券報告書提出会社等の場合には、投資者保護のための適時開示や継続開示書類の訂正等に係る報告義務の履行が求められることに十分留意する必要がある(本ガイドラインⅧ)。

説明責任を果たすために、対応を検討しなければならないステークホルダーは、主に次の者である。

- 投資者(株主)
- 債権者・取引先
- 顧客(消費者)
- 従業員、労働組合
- 地域社会
- 会計監査人
- 警察等の捜査機関
- 金融庁・証券取引等監視委員会等の規制当局・証券取引所
- 税務署等

不正の内容や性質によっては、実施した調査の結果が決算数値に影響を及ぼす可能性がある。そのため、調査過程において企業等を通じて会計監査人とのコミュニケーションが必要となる場合がある(本ガイドラインⅧ3.)として、ステークホルダーのひとつである会計監査人への対応の重要性を本ガイドラインは記述している。また、企業等の会計監査人は、財務諸表監査の過程で知り得た情報を有している。そのため、守秘義務解除の下で会計監査人からの協力を得ることが有効である(本ガイドラインⅡ6.(2))。なお、会計監査人が調査対象者等となる場合がある。その場合、会計監査人との上記のような協力関係や情報共有については、調査結果に与える影響も考慮して、より慎重に判断する必要がある(本ガイドラインⅡ6.(2))。

## 12. 証拠の管理

不正調査で作成する文書等を管理する目的は、不正調査を実施し調査報告書に記載した調査の内容を裏付けるとともに、不正調査が適切に行われたことを示す証拠を、必要な期間にわたって適切に保持することにある(本ガイドラインⅩ1.(1))。調査対象となった不正に関する直接的な証拠文書のみでなく、不正調査の過程を通じて作成・入手したその他の関連文書等も、管理する必要がある(本ガイドラインⅩ1.(1))。不正調査において収集・分析の対象となる情報のうち、主に不正の手口に関する仮説を裏付けるものが証拠となり、不正調査報告書に記載する結論を導くために必要となるだけでなく、調査対象となった事案に関連して争いが生じた場合に、裁判上の手続において提出する可能性がある。したがって、「不正調査の完了後も、適切な期間にわたって証拠価値の保全に努める必要」がある(本ガイドラインⅩ2.(1))。

## 13. 最後に

不正の防止・発見を目指したいいわゆる J-SOX は、時間の経過、技術の向上による不正の手口の向上や内部統制の限界(マネジメントオーバーライドや共謀)等により効果にその限界がある。よって、不正の防止・発見に対する企業の取り組みは今後も続けていかなければならない経営上の課題である。

発覚した不正への対応においては、経営者の誠実性および説明責任が問われる局面である。不正発覚後、迅速に対応しても、その調査内容・範囲が不十分であれば、さらに信用を低下させてしまう結果となる。発覚した不正への対応を最終的に評価するのは、企業自身ではなく、顧客、株主、投資家、取引先、規制当局、従業員等のステークホルダーであることを忘れてはならない。不正調査が社内で行われたか外部専門家が行ったかは本質的な議論ではなく、不正調査自体を有効に実施できたか否かが最も重要なポイントである。

そのため、奇しくも、不正が発生し発覚した場合には、企業等は本ガイドラインを参考にし、有効な不正調査を実施して頂きたい。不正が発覚して企業等のコントロールが不能になる前に、素早く効果的に対応することの手助けとなることを期待している。

## 参考文献

日本公認会計士協会経営研究調査会「経営研究調査会研究報告第 51 号「不正調査ガイドライン」の概要等」『会計・監査ジャーナル』通巻 701 号、2013 年 12 月、第一法規。

小川真人、白井邦芳著『「循環取引」対策マニュアル』(平成 22 年 8 月、株式会社中央経済社)

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト ([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。